入札・契約関係書類等への押印の見直しについて

行政手続きに関する押印の見直しに伴い、入札・契約関係書類等への押印の必要性について検討を行い、下記のとおり取り扱うこととしましたでお知らせいたします。

記

- 従来どおり押印を求める書類 契約書
- 2 押印を見直す書類
 - (1) 「記名押印」に代えて「記名」のみで良い書類(署名不要)
 - 見積書
 - ・工事検査関係書類 ほか
 - (2) 「記名押印」に代えて「署名」でも良い書類(記名のみは不可)
 - 入札書
 - 請書 ほか
 - ※ 従来どおり記名押印がある書類も受付いたします。
 - ※ 記名…氏名をパソコン等により記載すること。 署名…氏名を自署すること。
- 3 適用日

令和3年9月1日から発注する案件、作成する書類について適用します。

- ※ 8月中に発注した案件、作成した書類については従来どおり押印が必要です。
- 4 新様式

各ページに掲載しています。

問い合わせ先 寝屋川市総務部契約課

TEL: 072-825-2594